

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次 ページ

規 則

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則(一)
四・水産漁港課)..... 1

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(二五・都市計画課)..... 3

訓 令

秋田県人事事務取扱規程の一部を改正する訓令(四・人事課)..... 9

職員の見学休業等に関する規程の一部を改正する訓令(五・人事課)..... 10

私立学校に関する事務に係る教育庁職員の補助執行に関する規程の一部を改正
する訓令(六・学術振興課)..... 10

規 則

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成十六年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十四号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則(平成八年秋田県規則第百八十
五号)の一部を次のように改正する。

第九条中、「採捕」を「採捕」に改め、「により」の下に、「同条第四項の規定に
よる報告は採捕の漁獲努力量等報告書(様式第七号)により」を加える。

第十条中、「第十七条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「同項」を「同条第三

項又は第四項」に改め、同条第三号中「日」の下に「又は第二種特定海洋生物資源を
採捕するために行った漁ろう作業の日」を加える。

第十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一
項の次に次の一項を加える。

2 法第十七条第四項の規定による報告は、次の表の第一欄に掲げる第二種特定海洋
生物資源について、同表の第二欄に掲げる期間、同表の第三欄に掲げる日が属する
旬の初日から末日までの間に行つた漁ろう作業に係る第二種特定海洋生物資源の採
捕の漁獲努力量を集計し、同表の第四欄に掲げる期限までに行わなければならない
い。

まがれい までの間	九月一日から十月三十一日	旬の末日	当該旬の次の旬の末日まで
--------------	--------------	------	--------------

第十一条に次の一項を加える。

4 知事が法第八条第二項の規定による公表をした場合にあつては、法第十七条第四
項の規定による報告は、第二項の規定にかかわらず、当該公表の日から当該公表の
日が属する漁獲努力量管理期間の末日までの間は、当該公表に係る第二種特定海洋
生物資源を採捕するために行った漁ろう作業終了後最初にいずれかの港に入港した
日ごとに当該入港した日から五日以内に行わなければならない。

第十二条第一項中「第十七条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

様式第六号の次に次の一様式を加える。

様式第7号 採捕の漁獲努力量等報告書(第9条関係)

(A4判)

採捕の漁獲努力量等報告書		年 月 日
秋田県知事 様		報告者 住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) ④
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第4項の規定により、次のとおり報告します。		
漁 船 の 登 録 番 号	AT	船 名
第 二 種 特 定 海 洋 生 物 資 源		採 捕 の 種 類
漁 ろ う 作 業 を 行 っ た 日		
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日

(注) 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十五号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則
風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和四十五年秋田県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「様式第七号」を「様式第七号の三」に改め、「秋田市」の下に「の区域」を加え、「その長」を「秋田市長」に改める。

第三条の見出し中「変更」の下に「の申請」を加え、同条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「条例第五條第一項」に改め、同項を同条とする。

第四条を削り、第五条を第四條とし、同條の次に次の一條を加える。

（行為完了届等）

第五条 条例第六條の規定による届出は、風致地区内行為完了（廃止）届（様式第十号）により行うものとする。

第六條を次のように改める。

（身分証明書）

第六條 条例第九條第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第十一号によるものとする。

別表を次のように改める。

別表

行為の区分	計 画 書	図 面		
		図面の種類	縮 尺	図面に明示すべき事項
建築物等の新築、改築、増築又は移転	建築物計画書 (様式第2号) 又は 工作物計画書 (様式第3号)	位置図	2,500分の1以上	方位、風致地区内における敷地の位置、敷地の周辺の公共施設
		配置図	500分の1以上	敷地内における建築物等の位置、外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離
		立面図	200分の1以上	四側面からの立面図
		緑化計画図	500分の1以上	植栽の状況及び計画
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	土地形質変更計画書 (様式第4号)	位置図	2,500分の1以上	方位、風致地区内における行為地の位置、行為地の周辺の公共施設
		地形図	500分の1以上	方位、行為地の境界線、等高線
		縦横断面図	200分の1以上	測点の間隔は、20メートルとする。ただし、地形の変化の著しい個所については、地形に照応するように測点を追加すること。
		緑化計画図	500分の1以上	植栽の状況及び計画
木竹の伐採	木竹伐採計画書 (様式第5号)	位置図	2,500分の1以上	方位、風致地区内における行為地の位置、行為地の周辺の公共施設
		平面図	500分の1以上	方位、行為地の境界線、伐採木又は伐採林の位置及び区域
土石類の採取水面の埋立て又は干拓	土石類採取計画書 (様式第6号) 又は 水面埋立(干拓)計画書 (様式第7号)	位置図	2,500分の1以上	方位、風致地区内における行為地の位置、行為地の周辺の公共施設
		地形図	500分の1以上	方位、行為地の境界線、等高線
		縦横断面図	200分の1以上	測点の間隔は、20メートルとする。ただし、地形の変化の著しい個所については、地形に照応するように測点を追加すること。
建築物等の色彩の変更	建築物等色彩変更計画書 (様式第7号の2)	位置図	2,500分の1以上	方位、風致地区内における行為地の位置、行為地の周辺の公共施設
		配置図	500分の1以上	敷地内における建築物等の位置
		立面図	200分の1以上	四側面からの立面図
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	土石(廃棄物、再生資源)堆積計画書 (様式第7号の3)	位置図	2,500分の1以上	方位、風致地区内における行為地の位置、行為地の周辺の公共施設
		配置図	500分の1以上	敷地内における土石、廃棄物又は再生資源の堆積の位置、堆積物の外周線から敷地境界線までの距離
		立面図	200分の1以上	四側面からの立面図

様式第 7 号の 2 建築物等色彩変更計画書

様式第七号の次に次の二様式を加える。

変 更 部 分	
変 更 前 の 色 彩	
変 更 後 の 色 彩	
変 更 面 積	平方メートル
変更するために用いる材料又は塗料の種類	
備 考	

様式第7号の3 土石(廃棄物、再生資源)堆積計画書

行 為 地 の 地 目	
行 為 地 の 所 有 別	自己所有地 借 地 (土地使用承諾書、その他土地を使用する権利を有することを証明する書類)
土 地 の 概 況 (行為地及び周辺の状況等)	
堆積物の種類及び面積	平方メートル
堆積する土地の面積	平方メートル
堆積物の高さ	メートル
堆積物の外周線から敷地境界線までの距離	道路に面する敷地境界線から その他の敷地境界線から メートル メートル
堆積の期間	
跡地の処理方法	
堆積物の遮へいの方法等 (遮へい物の種類、高さ)	
備 考	

様式第8号 風致地区内行為変更許可申請書

「様式第8号 風致地区内行為変更許可申請書

(A4判)

「風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第3条第1項」

「様式第10号 風致地区内行為完了届

「様式第10号 風致地区内行為完了(廃止)届

(A4判)

「完了に」 「完了(廃止)に」 「風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則」

行為

の 期 間	年 月 日着手	年 月 日完了
-------	---------	---------

行 為 の 期
廃 止 す る 理
廃 止 後 の 跡 地 処 理 方

間	年 月 日着手	年 月 日完了
由	「	
の 法	」	

様式第十号の次に次の一様式を加える。

様式第11号 身分証明書

(表)

第 号

身 分 証 明 書

所 属
職 氏 名

年 月 日生

上記の者は、風致地区内における建築等の規制に関する条例第9条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。

年 月 日交付

秋田県知事 印

9センチメートル

9センチメートル

(裏)

風致地区内における建築等の規制に関する条例抜粋

(立入検査)

第9条 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、この条例の施行に必要な限度において、この条例の規定による許可に係る土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている行為の状況を検査することができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

- 1 この規則は、平成十六年五月十八日から施行する。
(秋田県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)
- 2 秋田県の実務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年秋田県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。
第二条の表五の項を削る。

訓 令

秋田県訓令第四号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県人事事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十六年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県人事事務取扱規程の一部を改正する訓令

秋田県人事事務取扱規程(昭和四十二年秋田県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第三条」を「第三条第一項」に、「に掲げる課及び局」を「及び同条第二項の表の下欄に掲げる課」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第七条の見出しを「(昇任等)」に改め、同条中「部長」の下に「(地域振興局長を含む。次条から第十条までにおいて同じ。)」を、「表」の下に「第三号及び」を加える。

第十八条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。

(兼務等に関する特例)

第十八条 各部又は出納局の総務主管課(各部又は出納局の各課室の連絡調整に関する事務を所掌する課をいう。以下同じ。)に勤務を命じられた職員のうち当該課長が指定する職員は、当該部内又は出納局内の総務主管課以外の課の勤務を兼ねて命じられたものとする。

2 各部又は出納局の総務主管課における職に任命された職員のうち当該課長が指定する職員は、当該部内又は出納局内の総務主管課以外の課において、総務主管課に

おける当該職員の職と同等の職に兼ねて任命されたものとする。
3 地域振興局において、次の表の上欄に掲げる課所における職に任命された職員のうち当該地域振興局長が指定する職員は、当該地域振興局内の同表の下欄に掲げる内部組織において、同表の上欄に掲げる課所における当該職員の職と同等の職に兼ねて任命されたものとする。

総務主管課所	他の内部組織
総務企画部総務経理課	総務企画部以外の部 事務所(北秋田地域振興局大館地区総合事務所を除く。)
北秋田地域振興局大館地区総合事務所	総務企画部

4 前三項の規定による指定が解除されたときは、当該指定に係る兼務又は兼任は、免じられたものとする。

5 第一項及び第二項の規定による指定をした課長又は第三項の規定による指定をした地域振興局長は、速やかにその旨を別に定めるところにより人事課長に報告しなければならぬ。当該指定を解除したときも、同様とする。
別表第三中「~~〇〇~~」及び昇任の項を削る。
様式第四号を次のように改める。

附 則
(施行期日)

1 この訓令は、平成十六年三月三十一日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び第十八条を第十九条とし、第十七条の次に一条を加える改正規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に各部又は出納局の総務主管課(各部又は出納局の各課室の連絡調整に関する事務を所掌する課をいう。以下同じ。)以外の課に係る兼務又は兼任を命じられている総務主管課の職員については、平成十六年三月三十一日限り、当該兼務又は兼任を免じられるものとする。

3 この訓令の施行の際現に地域振興局の他の内部組織に係る兼任を命じられている各地域振興局総務企画部総務経理課又は北秋田地域振興局大館地区総合事務所の職員については、平成十六年三月三十一日限り、当該兼任を免じられるものとする。

秋田県訓令第五号

庁中一般
各地方機関

職員の子児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十六年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城
職員の子児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の子児休業等に関する規程(平成四年秋田県訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「部局長」の下に「又は地域振興局長」を加える。
附則

この訓令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

秋田県訓令第六号

庁中一般
教育委員会

私立学校に関する事務に係る教育庁職員の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十六年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

私立学校に関する事務に係る教育庁職員の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

私立学校に関する事務に係る教育庁職員の補助執行に関する規程(平成十四年秋田県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「排糞設備」を「排水設備」に改める。
附則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千五百円

印刷者 印刷所

秋田県株式会社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話 0862-876600
FAX 0862-876600
E-mail: matsubarasatsus.co.jp

